

## 総務委員会記録

令和8年7月8日(水)  
10時00分～11時06分  
第1委員会室

【委員】沖田委員長、柳楽副委員長、  
戸津川委員、岡本委員、佐々木委員、西田清久委員、川神委員  
【執行部】  
(地域政策部) 永田まちづくり社会教育課長、原田まちづくり推進係長  
【事務局】 森井書記

---

### 【議題】

- 1 議会による事務事業評価に係る執行部との意見交換
- 2 その他

【別紙会議録のとおり】

【会議録】

[ 10 時 00 分 開議 ]

○沖田委員長

ただいまから、総務委員会を開会する。出席委員は 7 名で、定足数に達している。それでは、レジュメに沿って進める。

1 議会による事務事業評価に係る執行部との意見交換

○沖田委員長

総務委員会では、事務事業評価の評価対象事業として「協働推進事業（地域支援合い生活支援事業補助金）」を選定し、評価していくこととしている。

評価を進めていくに当たり、執行部から事務事業評価シートが提出されているが、まずは、執行部の担当課と意見交換をして現状等を確認することとなった。

まちづくり社会教育課の職員、本日は対応いただき感謝する。どうぞよろしくお願いする。

まず、まちづくり社会教育課から、あらかじめ資料を提出してもらっているので、補足説明などがあればお願いする。

○まちづくり社会教育課長

改めてこの事業について少し説明する。

まず、この事業については、高齢者の生活支援を行おうとする地区まちづくり推進委員会に対して、その経費の一部を補助することによって、住民相互の助け合いによる活動の推進、それから、中山間地域において安心して住み続けることができる環境を整備することを目的としている。

地区内での共助体制の構築や、住み慣れた地域での高齢者の日常生活の確保、それから、ボランティア団体の設立促進及びボランティア団体の育成、活動支援を目的としている。

補助対象者としては、地区まちづくり推進委員会を対象としており、対象事業としては、高齢者（70 歳以上）のみの世帯からの依頼に基づいて実施する事業が対象となる。

補助対象経費としては、掛かった経費から利用者負担額を差し引いた額となっている。

補助率 10 分の 10 で、現在は 30 万円を補助上限額としている。

この事業は令和 6 年度からスタートしており、初年度は 15 万円が上限、令和 7 年度については 30 万円ということで、現在事業を執行している状況である。

○沖田委員長

それでは、委員から執行部へ確認したいことなどがあればお願いする。

○柳楽副委員長

以前にも確認したのだが、この事業の対象になる家庭の範囲というのは、外回り

だと、その家の敷地内ということで間違いないか。

**○まちづくり社会教育課長**

敷地内もちろんだが、敷地を外れた所有地で、空き地があればそこも依頼があれば対象にしている。

ただ、中山間地域で農地になる場合は、別に中山間地域等直接支払制度の交付金などが入っていたりするので、そういったところは対象外という判断をするよう、まちづくり推進委員会に説明している。重複しないような形である。

農地を維持するための補助金が入っている場所に、またこの補助が入るというのはどうかということで、そこは外してもらう形で整理をしている。

**○柳楽副委員長**

そうすると、例えば道路から高い位置に家がある場合、その下の斜面については、敷地内に含まれるという認識で良いのか。

**○まちづくり社会教育課長**

基本的には含む。

**○まちづくり推進係長**

ただ、市道の草刈りについては、市道草刈りの補助などが出るため、そういった部分は除く。該当しない部分について対象となる。

**○まちづくり社会教育課長**

どうしても個人負担が生じる。高い法面で、道路から 1 メートル程度は市道の草刈り補助が出るが、その 1 メートルから上の部分を刈りたいという場合は、補助の対象になる。そこまで生活に支障となるとして必要かどうかということにはなる。

ただ、個人の最低限の基準額として 1 回当たり 1,000 円の自己負担が必要となるので、そこまでされるかどうかというところはある。

**○川神委員**

この事業での作業は、草刈りがほとんどか。

**○まちづくり推進係長**

基本的には草刈りがほとんどである。昨年度の実績であったのは、庭木の剪定や、倉庫のトタンを少し直してほしいというような軽作業の依頼があった。

**○川神委員**

当初の想定としては、どのような作業を困りごととして想定していたのか。

**○まちづくり推進係長**

雪下ろしや雪かき、家事支援なども軽作業として想定している。

**○川神委員**

この事業を活用するためのボランティア団体が立ち上がり、地域内の協働体制が構築されているというのは非常に良いことだと思うが、その実態をもう少し教えてほしい。

**○まちづくり社会教育課長**

受ける側の実態についてである。地域において、すでにそのような有償ボランテ

ィアのグループができている場所や、まちづくり推進委員会の組織として取り組んでいる場所など、少しずつ体制ができてきている。

**○川神委員**

ボランティアの担い手が足りないときには、他の地域やそれ以外の団体に依頼することになると思うが、その辺りの仕組みはどうなっているか。

**○まちづくり社会教育課長**

地域にある有償ボランティア団体が作業するのも対象にするし、シルバー人材センターにお願いして実施してもらうのも対象にしている。

事業者へお願いするのも一応対象にはしているが、どうしても 1 時間当たりの単価が高くなってしまう。個人負担をいただいた上で差額分を補助するため、上限額の 30 万円にすぐに達してしまうというケースも考えられる。実際に事業者に頼んだ実績が、昨年度までに 1 件あったところである。

**○川神委員**

実際に利用した人のこのような仕組みについての評価はどうか。もう地域になくてはならない制度になっているのだろうか。

**○まちづくり社会教育課長**

利用した人からは大変喜ばれている。この事業が始まる前から、すでに地域で有償ボランティア団体を作っていた場所もあるので、やはりそうしたニーズが以前からあったのだと感じている。

**○川神委員**

新たにこの事業を契機にできた団体はどのくらいあるか。増加率はどうか。

**○まちづくり推進係長**

昨年、ボランティア団体としてこれに取り組もうというところが、新たに 1 団体立ち上がった。

**○川神委員**

新たに立ち上がったのは 1 か所ということか。今後、そういった場所が増える可能性はあるか。

**○まちづくり社会教育課長**

逆にそこが課題でもある。ボランティア組織を新たに育成していくことは、なかなか難しいという声も地域から聞いている。

**○川神委員**

新しく立ち上がった 1 団体の、メンバーの平均年齢はどうなっているか。高齢者が頑張っているのか。もしかすると、意外と中間層というか、そういった年代の人が頑張っているのだろうか。

**○まちづくり社会教育課長**

平均年齢については把握していない。新しく立ち上がったのは久佐地区である。こちら、まちづくり総合交付金の高齢者加算を活用していると聞いているので、

年齢は高いと思う。

### ○川神委員

私は今後の継続性が少し心配である。支える側も当然高齢化していく。うまく若い世代につないでいければ良いが、地域の人口減少の中で、支える側もどんどん減っていくとなると、課題が解決しないまま、その地域に課題が山積してしまうのではないか。そのための制度なのだろうが、今後の展望について、担い手不足をどのようにカバーしていく考えか。

### ○まちづくり社会教育課長

確かに指摘のとおり、作業をする受け手側の方々の年齢は高い状況にある。中には60歳未満で、仕事をしながら休みの日に協力する人もいるが、やはり、ある程度仕事を退職した60代後半から70代前後の人が作業するケースが多いと感じている。

### ○岡本委員

実績を見ると、令和6年度が3団体、令和7年度が7団体となっているが、地域性についてはどのように考えているか。この制度ができたときに、私の地域にも案内があったが、その後の反応がない。実態としてどうなっているのか。この3団体、7団体の具体的な地域について教えてほしい。

### ○まちづくり社会教育課長

令和6年度に取り組んだ3団体は、金城の今福、小国、それから三隅の白砂である。令和7年度は、金城が今福、久佐、小国、波佐の4地域、弥栄が1地域、三隅が白砂、まちづくり推進委員会INOの2地域、合計7団体となっている。

事業の周知については、行政連絡員会議の場で、まちづくり推進委員会が対象になることをお知らせしている。

また、毎年5月号の広報はまだにおいて、この事業も含めて、各種事業の周知を行っている。

### ○戸津川委員

浜田地域での利用がない。草刈りや簡単な修繕など、周知が十分にできていないのではないかと。制度ができた当初は担当課から各地区に説明に来てもらったが、その後の案内がまちづくり推進委員会主体になっており、十分に届いていないのが原因ではないか。その認識はどうか。

### ○まちづくり社会教育課長

まちづくり推進委員会を対象とした事業になるので、そのエリアの住民のニーズをまちづくり推進委員会がどこまで把握できているかも影響している。

また、先ほど言われるとおり、主な利用が草刈りであるため、都市部では草刈りが必要な敷地があまりないという現状もある。

ほかでは、家事支援についても、都市部であれば自分で買い物に行くなどして対応しやすい面があり、中山間地域と都市部とで高齢者の困りごとやニーズに差があるため、利用が少ない地域があるのではないかと考えている。

### ○岡本委員

家事支援も対象になっているのか。

**○まちづくり社会教育課長**

簡単な作業、例えば、倉庫のトタンが飛んだので直してほしいといった修繕なども対象としている。

**○岡本委員**

もう 1 点、ボランティア団体の育成についてである。受け皿となる団体がなければ事業は進まない。具体的な活動事例を示すなど、ボランティアが参加しやすいような周知に努めないと難しいのではないか。

例えば、近隣の草が伸びていて困っているといった場合、住民はすぐに市に連絡するが、私有地であるため市では対応できないというケースもある。そういったときに、この事業で対応できるといった仕組みづくりが必要である。ボランティアを育成するための仕組みとして、どのような考えを持っているか。

**○まちづくり社会教育課長**

ボランティアを育成するという点において、モデル的な事例を示して話したケースはこれまでない。ただ、この対象事業自体は、単純に草が伸びているから刈ってほしいというものではなく、70 歳以上の高齢者世帯を対象とした生活支援という位置付けである。

地域全体の環境整備や公共スペースの草刈りについては、環境課などの事業で、市内の各町内会が有志を募って自主的に美化活動を行っている。地域住民で、年齢に関係なく取り組んでいる。どうしても対応できない部分については、個別に市に相談していただくことになる。

**○佐々木委員**

中山間地域等直接支払制度など、他の補助金を受け取っているところは除外するということだったが、そうでない場所、例えば地目が畑や雑種地などの場合は対象になるのか。

**○まちづくり社会教育課長**

そうである。住み続ける上で生活に支障がある場所かどうかという点から、まちづくり推進委員会で判断していただくことになる。

**○佐々木委員**

きれいにしたいという感覚だけではだめということか。

**○まちづくり社会教育課長**

予算の枠もあるので、最終的にはまちづくり推進委員会の判断になるが、対象外とはしていない。基本的には、家の周りで生活する環境が維持できなくなってきた部分への支援がメインとなる。

**○佐々木委員**

そうすると、非常に限られた場所しか対象にならないということか。都市部の人は敷地が狭いが、中山間地域の敷地や周囲は広い。住んでいる周りや、そこに行き来する道など、細かく何メートルまでといった制限があるのか。自分でできていた

が、自分ではできなくなったからお願いしたいということは難しいのか。

**○まちづくり社会教育課長**

今まで自分で刈っていた道で、例えば市道ではなく、自分しか通らないような私道や雑種地などで、管理できなくなると周囲に影響が出るような場所であれば、対象になり得る。まちづくり推進委員会が全体としてどのように考えるかによる。

あまり細かく何メートルまでとか制限を設けて、農地や道路は全てだめとしてしまうと、地域によって使いにくくなってしまうので、そこはまちづくり推進委員会の判断に委ねている。

**○佐々木委員**

私の地域は中山間地域等直接支払制度の補助金が入っている場所が多いが、登録している場所はだめということか。そうでない場所は大丈夫だということの良いか。

**○まちづくり社会教育課長**

そうである。中山間地域等直接支払制度や、多面的機能支払交付金などの対象となっている農地は除外となる。

**○佐々木委員**

農地の対象となっている場所は結構多いのか。

**○まちづくり社会教育課長**

結構ある。農地・水環境保全事業に取り組んでいる組織は多い。

**○佐々木委員**

最近はその組織の管理や手続が難しくなり、活動を休止したり解散したりする組織も増えていると聞いている。そうなって活動から外れた場所であれば、対象になり得るということの良いか。

**○まちづくり社会教育課長**

周辺部については、支所が中山間地域等直接支払制度の対象エリアかどうかを把握していると思うので、地域の人がよく知っていると思う。

**○佐々木委員**

ボランティア団体について、金城で4地域、弥栄、三隅で2地域ということだが、ボランティア団体は各まちづくり推進委員会に1つずつか。それとも複数のところもあるのか。

**○まちづくり推進係長**

だいたい各委員会に1団体である。

**○佐々木委員**

登録人数が多いところもあれば、少ないところもある。人数が少ないと活動を維持するのが難しいのではないか。

ボランティア団体がまだできていない委員会に対して、団体を作るよう促すのは、まちづくり推進委員会任せになっているように思うが、地区サポーターはこの件に関して支援をしているのか。

**○まちづくり社会教育課長**

地区サポーターは、事業の申請手続などのサポートは行っているが、ボランティアの育成や立ち上げまでの支援には至っていない。確かに委員会任せになっている部分もあるので、そこは課題であると認識している。

また、ボランティアだけでなく、シルバー人材センターや民間の事業者に依頼することもできるが、先ほど申し上げたように単価が高くなってしまったため、予算枠の問題がある。事業者に頼むと高くなる。

#### ○佐々木委員

いわゆる何でも屋や便利屋であれば安いところがある。個人で草刈りをしてくれるところは安い。事業者は高い。

#### ○まちづくり社会教育課長

まちづくり推進委員会として取り組んでももらえれば一番良い。まちづくり推進委員会に対して、市が強制して特定の金額で実施するよう指示することは困難である。

今福地域では比較的前向きに取り組んでおり、この事業が始まる前から有償ボランティアを組織していた。市外に出ている方の墓の掃除をするなど様々な活動を行っており、以前から法人格を持たずに事業のようなことを行っていた。

#### ○柳楽副委員長

墓の掃除に関する話であるが、実際にまちづくり推進委員会の範囲内に住所がなく、元々住んでいた場所のお墓の掃除を依頼するような場合は、この事業の対象にはならないのではないかと。

#### ○まちづくり社会教育課長

それは補助対象外で、別の事業として実施されている。

現在、空き家が増加しており、その管理をこの事業の対象にできないかという意見を地域からいただくことがある。しかし、そもそも、市に住んでいる方や、そこに住み続けていただける方を支援することが事業の趣旨であるため、対象外としている。

#### ○佐々木委員

ということは、まちづくり推進委員会の前向きな気持ちに頼らなければ、この事業を進めることができないということになるのではないかと。ボランティアに頼らざるを得ないということか。

#### ○まちづくり社会教育課長

そのとおりである。まちづくり推進委員会がシルバー人材センターに依頼する場合でも、作業していただける方がいれば、まちづくり推進委員会が実施主体として参加者を募ることになる。

#### ○佐々木委員

ボランティアの報酬は、基本的に依頼した人が1時間当たり1,000円を負担し、それに加算される金額は各委員会で異なり、2,000円や1,500円などの違いがある。ボランティアが参加しやすくするためには、この加算部分が非常に重要になってくるのではないかと。補助金を少し増額し、魅力あるものにすることで、参加者を増や

す可能性があるか。それともそれは別問題か。

### ○まちづくり社会教育課長

補助金が上がったからといって参加者が増えるかどうかについては、聞き取り調査をしたことがないため確認が必要である。

地域によっては、個人負担の 1,000 円を 750 円に引き下げ、差額の 250 円にまちづくり総合交付金を充てることで、実際に作業する方には 1,500 円が支払われるようにしているところもある。

逆に、個人負担を 1,200 円など 1,000 円を超える額に設定し、作業する方に 1,500 円として手厚く支払う団体もある。一律 1,000 円とするのではなく、それぞれのまちづくり推進委員会で様々な工夫をされている。

### ○西田清久委員

基本的には、70 歳以上の住民が、住み慣れた地域にずっと住み続けられるように生活支援を行うという趣旨である。他の補助制度の対象となるものは除外し、それ以外の困りごとに対して、この地域支え合い支援事業を活用する。ただ、住民の意識は地域によって大きく異なる。

旭地区では実績がない。これまで他の件でも、旭地区のまちづくり推進委員会などと話したことがあるが、例えば木田地区などでは、高齢者の移動支援や敬老福祉乗車券などをあまり使っていない。昔から、地域内でお互いに高齢者の状況を把握し合い、移動も含めて地域全体で支え合っている実態がある。そういった地域では、あえてこの制度を使わなくても、日頃からの共助体制がすでに進んでいるのではないか。実績に表れていない地域についても、そうした背景が考えられる。

一方で、地域の中に便利屋がいて、毎年決まった時期にお金を払って草刈りを頼んでいる高齢者もいる。そうした地域では、まちづくり推進委員会がわざわざこの事業を導入してまで支援することはしないのかもしれない。その辺りの利用に対する意識の差はあると感じている。

### ○まちづくり社会教育課長

昔からこの制度ができる前から独自の体制で草刈りなどを頼んでいる人は、この制度を使わずにそのまま直接依頼していると思う。そこをまちづくり推進委員会が取り組むかどうかは、それぞれの委員会の考え方や体制による。

### ○西田清久委員

まちづくり推進委員会も様々な事業を抱えており、この事業にどれだけ力を注げるかは一概には言えない。

制度が徐々に浸透して、必要性を感じた地域で取り組んでいただければと考えている。

### ○まちづくり社会教育課長

この制度は 3 年目になるので、周知については、今後もしっかりと行う。

### ○西田清久委員

また、地域の中に若い世代を巻き込んでいくことも重要である。なかなかまちづ

くり推進委員会の会合などには若い人が参加しにくい面もあるが、こうした具体的な支え合い活動を通じて、若い世代が地域に関わるきっかけ作りができれば、地域にとっても大きな効果があると思う。

#### ○戸津川委員

浜田地区でも、少し中心部から入った石見地区の相生や三階、あるいは国府地区の佐野、美川、横山辺りでも、こうした支援が必要な高齢者世帯は結構いるのではないかな。

まちづくりセンターを経由した案内に対して、実績がほとんどないというのは、やはり周知が足りていないのではないかと感じた。まちづくりセンターとの連携の中で、どのようなやり取りをしているか。

#### ○まちづくり社会教育課長

まちづくりセンターには、センター長会議などを通じて全体に周知しているし、年に1、2回開催するまちづくり推進委員会の代表者が集まるまちづくり連絡会などの意見交換の場でも周知を図っている。

言われるとおり、浜田地区の周辺部などで、一人暮らしの高齢者が多く、支援を必要としている地域に対しては、改めて周知の徹底を図る必要があると感じている。

#### ○戸津川委員

もう少し周知すると、利用してもらいやすくなるのではないかなと思う。

#### ○まちづくり社会教育課長

そこは周知をしっかりとしていきたいと思う。

#### ○沖田委員長

聞きたいことが3点ある。まず財源だが、この事業の財源は何か。

#### ○まちづくり社会教育課長

財源は、一般財源、中山間地域振興基金を活用している。

#### ○沖田委員長

この地域支え合い生活支援事業は、「困っている人を助ける福祉」の側面と、「有償ボランティア団体を育てる」の側面の両論併記になっていると感じる。このチラシを見ても、どちらのためにやっているのか曖昧な印象を受ける。

本来であれば、介護保険のケアマネジャーや訪問介護事業者がニーズを把握し、それをシルバー人材センターなどに直接発注すれば、確実に需要の掘り起こしができて、スムーズに支援が届くはずである。なぜ、わざわざ間に入るまちづくり推進委員会にこれを依頼しているのか。事業の本当の目的はどちらにあるのか。

#### ○まちづくり社会教育課長

制度を創設した際にも同様の議論があった。

福祉的なアプローチだけでなく、困っている方を地域全体で支えていく「共助の体制づくり」を、地域課題の解決として捉えるという点に重きを置いている。そのため、まちづくり社会教育課が所管し、まちづくり推進委員会を主体とした事業としてスタートした。

軸足をどちらに置くかによって事業の仕組みは変わってくるが、現在は、住み慣れた地域で高齢者が安心して住み続けられるよう、地域全体で支え合う体制をつくることを主目的としている。

### ○川神委員

事業者が入っても支え合うような地域社会を作るというのは、ある意味で大命題である。その中に様々なものが入ってくる可能性もある。医療や福祉、包括支援のような形で進めるのであれば、そこに例えば看護師やケアマネジャー、地域見守り隊が入るなど、要するにこれも安心・安全を担保するものである。

常に人が集まっており、結局、今は二つのステージが一つになっている。連動しているが、どちらから見るか程度の問題であり、こういった方々も当然一緒に入ってくるのが実態である。

しかし、こちらだけを見ると、むしろ人材やボランティアなど、支える仕組み作りに特化するのであれば、当然こういった事業は、結果として支えながら支える人間を作るという循環するシステムになる。

そう考えると、確かに有効なのだろうが、安心して生活するとなると、むしろ包括という大きな枠組みの中に入ってしまう。

その辺りについて、この事業が存在する意義の輪郭をしっかりとさせる方が良いのではないか。これまでどうであったかと言うのではなく、やるべきことをやり、これが特別に作られるといった明確なものが存在した方が、良い事業の存在意義になると思う。

### ○沖田委員長

西田清久委員が言ったように、地域によっては必要ないというか、それが自然体でできているという流れがあると思う。

おそらく、まちづくりの理想からすればそこだと思う。先ほど戸津川委員が周知も課題であると言われたが、周知は結構されている。会長宛てにどんどん使ってくれと周知されている。

ただ、受け手側のまちづくり推進委員会が、ここまでの理想に近付けるような組織ではない。もともと無理がある。やはりまちづくり推進委員会を育てるようにもう少し制度を見直せば、課題解決特別事業で十分対応できると思う。有償ボランティアの立上げなど、もっと大きい部分が使える。

私は制度的にもう少し課題解決特別事業と併せて見直すべきだと思う。

### ○まちづくり社会教育課長

課題解決型の事業としてボランティアの育成支援を強化し、それをこの生活支援事業につなげていくという流れをつくることは非常に良い取組だと思う。

元々、まちづくり総合交付金は地域が自由に課題解決のために使える制度なので、この補助金がなくても交付金の範囲内で実施することは可能である。ただ、この生活支援に対する要望が特に多い地域があり、特別に支援を強化するために、この補助金制度を設けたという経緯がある。

**○沖田委員長**

財源については、この事業も総合交付金も同じではないのか。

**○まちづくり社会教育課長**

総合交付金は一般財源と過疎債のソフト事業である。

**○柳楽副委員長**

補助金の申請についてだが、事業開始の 7 日前までに申請とある。これはボランティア組織が立ち上がってから、事業に申請するということか。

また、補助上限額が 30 万円となっているが、これは事前に交付されるのか。それとも実績報告後に支払われる実績払いなのか。

**○まちづくり社会教育課長**

申請をいただいた後、事業を実施していただき、最終的に実績報告を提出していただいた上で補助金を支払う実績払いの形をとっている。

したがって、実際の作業に対する謝金などは、一時的にまちづくり推進委員会などで立て替えていただく必要がある。

年間を通じて一括で請求していただくことも可能だが、1 か月単位や2 か月単位など、その都度実績を報告していただき、その都度支払うことも可能である。

**○柳楽副委員長**

その支払い処理についてだが、例えば、事前に 30 万円を前払として組織に交付し、最後に実績に基づいて精算し、残額を返還してもらうというような方法は現実的ではないのか。立替えが負担になり、事業の活用を躊躇しているという話も聞くので、その辺りの改善は可能か。

**○まちづくり社会教育課長**

実績がない状態での前払いについては、市内 43 団体あるまちづくり推進委員会の全ての実施状況を事前に把握し、予算を組んだり管理したりするのが非常に難しいという問題がある。事前に要望調査を行い、予算を編成しているが、一律で前払いをするというのは現状の制度上困難である。ただ、立替えの負担に関する声は他の中山間地域などの事業でも聞いているので、何か良い方法がないか、今後の運用改善の中で検討したい。

**○柳楽副委員長**

この事業は、一度に多額の立替えが発生するようなものではないと思うが、地域によっては一時的な負担を心配して利用を控えている可能性もあるので、柔軟な対応をお願いします。

**○佐々木委員**

まちづくりの推進と地域の課題解決を一体的に進めるという趣旨は分かるが、草刈りのような体力を要する大きな作業になると、高齢化が進む地域でボランティア団体を立ち上げ、維持していくこと自体が非常に難しいのが現状である。

今後、高齢者世帯が増加していく中で、まちづくり推進委員会にこうした個別の課題解決をお願いすることが難しいのではないのか。

### ○まちづくり社会教育課長

回答が難しいところがあるが、まちづくり推進委員会を介さない直接支援となると、高齢者自身が申請や手続を行う必要があり、かえって手続のハードルが高くなる懸念がある。福祉部局による直接支援に移行するか、地域での共助組織による生活支援を継続するかは、非常に難しい問題である。

現在は、地域での助け合いを支援し、住み続けられる環境を作るという枠組みの中で、この事業を推進している。

### ○佐々木委員

ボランティアも高齢化しており、熱意だけで支えるには無理がある。一方で、個人で草刈りを請け負う人や、地域の便利屋といった方々も増えている。

そうした個人や事業者を登録制にし、対象者と直接マッチングして、市がそこに補助金を直接支援するような仕組みは考えられないか。地域内だけでなく、他の地域の事業者でも登録できるようにすれば、より効率的になると思う。

### ○まちづくり社会教育課長

地域の便利屋などであれば、事業者として協定を結んで対応してもらうことは可能である。直接支援にする場合、対象の方と事業者の直接のやり取りに対して補助を出す形になるが、申請手続を誰がどのように行うかという実務上の課題を整理する必要がある。提案の趣旨は理解できるので、どのような方法があるか検討したい。

### ○西田清久委員

高齢者のそのような支援を必要とするニーズが、その地域にどれだけあるかを常時把握する必要があると思う。それをまちづくり推進委員会で実施するというのは無理がある。

しかし、まちづくり推進委員会の傘下には各自治会や町内会のような小さな組織もある。最終的には、住民のまちづくりに対する主体性や意識づくりをいかに進めていくかということである。

### ○川神委員

地域によって、また旧町村によってもまちづくり推進委員会の体制や地域性が全く異なる。市街地であれば自身で買い物や病院に行ける環境があっても、周辺部では移動するだけで大変だという実情がある。

そうした地域差を踏まえると、生活支援をまちづくり推進委員会に依存するのではなく、訪問介護などの福祉事業や民間への委託業務として整理する方が、現実的かつ持続可能ではないか。高齢者や障がいのある方の支援という、福祉本来の枠組みと連携し、より確実に対応できるシステムを構築するべきだと思う。

### ○まちづくり社会教育課長

対象範囲の拡大については、70歳未満の障がいのある方や、病気などで一時的に支援を必要とされる方から、「草刈りなどを手伝ってほしい」という要望を実際に得ている。現在は対象外となっているが、そうした多様なニーズへの対応も含め、今後の制度設計の課題として、関係部局と協議していきたい。

**○岡本委員**

今後の課題として、高齢者だけでなく障がいのある方からの要望もあったとあるが、具体的にはどのような内容か。

**○まちづくり社会教育課長**

70 歳以上で障がいのある人であれば対象になるが、70 歳未満で障がいのある人は対象になっていないため、そういった方々から要望があったということである。

**○沖田委員長**

意見が出尽くしたようだが、ほかに確認したいことなどないか。

( 「なし」という声あり )

ないようなので、まちづくり社会教育課の皆、本日は対応いただき感謝する。

( 執行部退席 )

**2 その他**

**○沖田委員長**

まず私から 1 点。8 月 4 日から 6 日の行政視察についてである。

資料 2 を参照されたい。先日、各委員から視察先への質問事項を提出していただき、取りまとめて内容を整理した。

提出された方は、自身の質問の意図が含まれているか確認してほしい。良いか。

( 「はい」という声あり )

よければ、この内容で視察先に送付する。

**○岡本委員**

視察の報告担当を確認したい。

**○柳楽副委員長**

報告の担当は、気仙沼市は西田清久委員、仙台市のせんだい V R は私、せんだいメディアテークは岡本委員である。

**○沖田委員長**

その他、委員から何かあるか。

( 「なし」という声あり )

それでは次回の委員会は、8 月 3 日月曜日の 10 時から全員協議会室で開催する。行政視察の前日である。

以上をもって本日の総務委員会を閉会する。

[ 11 時 06 分 閉議 ]

浜田市議会委員会条例第 65 条の規定により、ここに委員会記録を作成する。

総務委員会委員長 沖 田 真 治